

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長の定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けていることを証明した者であること。
2. 過去5年以内において、400床以上の病床数を有する病院に、高度管理医療機器等の貸与業を行った実績を有すること。
3. 岡山県内に本社、支店、または営業所を有していること。